加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の《お問合せ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□ 保険金をお支払いする主な場合　□ 保険の対象となる方　□ 保険料・保険料払込方法
□ 保険期間　□ 保険金額*1、免責金額（自己負担額）

＊1.団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

加入する補償（各オプション）の確認事項

確認事項	Ⓐがん補償	Ⓑ団体長期障害所得補償	Ⓨ交通傷害プラン	左記以外の補償
□ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	○	—	—
□ 支払基礎所得額×約定給付率は、平均月間所得額*1以下となっていますか？ （平均月間所得額*1を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、支払基礎所得額×約定給付率の見直しを行ってください。） なお、支払基礎所得額×約定給付率の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 ＊1.「平均月間所得額」とは、加入申込み直前１２か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	○	○	—	—
□ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

3 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
＊1.例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

「くらしの賠償責任共済」は全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険です。この文書は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には共済会、代理店までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2026年10月1日以降始期契約用>

取扱代理店：(一社)ほんりゅう　tel.03-5211-0634

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
担当課：公務第二部文教公務室　tel.03-3515-4133

この保険は、全日本教職員組合共済会を契約者とし、団体の構成員等を加入者とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本教職員組合共済会が有します。
<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

全日本教職員組合共済会
〒102-0084　東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2階　TEL.03-5211-0140 FAX.03-5211-1771

2026年11月作成　26TX-003688　2026.11.KY

全教共済

2027 くらしの賠償責任共済オプションパンフレット*1

＊1. 団体総合生活保険



ご家族まとめて、掛金は月々200円*2

個人賠償責任補償は国内無制限（示談代行付）です

掛金の払込方法は各共済会によって異なります。くわしくは各共済会へお問い合わせください。
*2. 掛金には、団体割引30%、損害率による割増率5%が適用され、全教共済の制度運営費10円が含まれています。

契約更新

くらしの賠償責任共済は、申出がない限り自動更新です。

内容変更（オプションの変更・削除・追加、くらしの賠償責任共済の解約）がある場合は、「加入依頼書」へ記入のうえ、下記の申込締切までに提出してください。内容変更がない場合は、自動更新されるため、提出不要です。

オプション加入

くらしの賠償責任共済に加入されている方は、以下のオプションを追加で付帯することができます。
本パンフレットで補償内容と重要事項説明書をよく確認いただき、「加入依頼書」で申込みしてください。

募集
年1回
（くらしの賠償責任共済の契約更新時のみ）

共済期間

新規で加入される人	2027年4月1日午前0時から 2028年4月1日午後4時まで
更新される人	2027年4月1日午後4時から 2028年4月1日午後4時まで

申込方法
「加入依頼書」に必要事項を記入のうえ、共済会へ返送してください。
※「加入依頼書」がお手元にない場合は、共済会へ請求してください。
※申込みの際には、本パンフレットの「重要事項説明書」「加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。
※家族が加入できるオプションの申込みは、別途「加入依頼書【家族用】」の請求が必要です。共済会へご連絡いただき、期日までに申込みしてください。
前年同等のプランで更新される方は、今年度の募集パンフレット等に記載の内容に同意いただける場合、手続きは不要（自動更新）です。

加入できる人
オプションにより異なります。
詳しくは、2ページの
オプションの加入と補償の範囲
をご確認ください。

オプションの種類

Ⓐ がん補償　3ページ
Ⓑ 団体長期障害所得補償（GLTD）　5ページ
Ⓒ 携行品補償　6ページ
Ⓓ 弁護士費用等補償　6ページ
Ⓨ 交通傷害プラン
ⓎⒶ 住宅内生活用動産補償※
ⓎⒸ 借家人賠償責任補償※　7ページ
ⓎⒹ 救援者費用等補償※

※ ⓎⒶ住宅内生活用動産補償、ⓎⒸ借家人賠償責任補償、ⓎⒹ救援者費用等補償、を付帯するには、Ⓨ交通傷害プランの付帯が必要です。

申込締切　2027年2月10日

事故発生時の連絡先　事故受付センター（東京海上日動安心110番）
24時間365日　0120-720-110
※IP電話、海外からは03-5977-6701（フリーダイヤルではありません）

《お問合せ先》代理店 ほんりゅう
平日10時～17時　03-5211-0634
または各共済会までお問い合わせください。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点については15ページをご確認ください。

※掲載している内容は補償の概要です。ご加入内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細は保険約款に記載しておりますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください(一部掲載のない特約もございますので、ご不明な点は《お問合せ先》までご連絡ください)。

ⓩ くらしの賠償責任共済　加入資格と補償内容など

各オプションは「ⓩくらしの賠償責任共済」に加入中の方が、契約更新の手続きにあわせて追加で付帯することができます。

加入できる人	国公私立学校(園)に勤務する教職員および その退職者で各共済会が加入を認めた方	補償内容 (保険金額)	国内 無制限、示談代行付き※　国外 1億円 ※訴訟が国外の裁判所で提起された場合等を除く
加入申込と 共済期間	加入は毎月15日締切 共済期間は翌月1日午前0時～2028年4月1日午後4時まで	補償範囲	本人・配偶者*1・子ども*2・同居*3の親族*4

くらしの賠償責任共済は、全教共済が扱う東京日動火災保険株式会社の【団体総合生活保険(個人賠償責任補償特約)】です。

東京海上日動　団体総合生活保険　補償の概要等

賠償責任に関する補償

ⓩくらしの賠償責任共済（個人賠償責任補償特約）

○ 保険金をお支払いする主な場合



国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合**

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*1を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合

▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊1.汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
＊2.以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で 100万円を超える物 等

× 保険金をお支払いしない主な場合



- ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた**損害**
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠　償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 受託品の電気的または機械的事故
- 受託品の置き忘れまたは紛失*4
- 詐欺または横領
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　　等

＊1.保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
＊2.受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
＊3.自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
＊4.置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
＊5.ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

オプションの補償の範囲と加入できる人

オプションには、加入者本人の加入で家族まで補償される「家族型補償」と、補償を受けたい方それぞれで加入が必要となる「本人型補償」があります。

補償範囲	保険の対象となる人	オプションの種類
本人型補償	被保険者本人*5	Ⓐ がん補償
		Ⓑ 団体長期障害所得補償(GLTD)
		ⓎⒸ 借家人賠償責任補償
家族型補償	被保険者本人*5 配偶者*1 子ども*2 同居*3の親族*4	Ⓒ 携行品補償
		Ⓓ 弁護士費用等補償(人格権侵害等)
		Ⓨ 交通傷害プラン
		ⓎⒶ 住宅内生活用動産補償
		ⓎⒹ 救援者費用等補償

被保険者本人*5として加入できる人 ＼ オプションの種類	Ⓐ がん補償	Ⓑ 団体長期障害所得補償(GLTD)	その他オプション
教職員本人	○	○	○
配偶者*1	○	×	○
子ども*2	○	×	○
同居*3の親族*4	○	×	×

＊1.配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)
①婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊2.別居している場合は、これまでに婚姻歴がない子どものみ対象です。
＊3.同居:同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。詳細は保険約款をご確認ください。
＊4.親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)
＊5.加入依頼書に「保険の対象となる方(被保険者)本人」として記載された方をいいます。

ご注意

【家族型補償】に加入の場合
続柄は「事故が起きた時点」のため、家族関係や居住状況に変更があった場合には、お支払いの対象外となることがあります(例:別居のお子様がご結婚される場合・同居のお父様が高齢者施設に入居し、別居となる場合)。
・加入者本人との続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
・賠償責任に関する補償において、各オプションの補償の対象となる人が未成年者または責任無能力者である場合は、その親権者や監督義務者等が損害賠償責任を負った場合も、補償の対象となります(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

オプション加入の例

おでかけ中の“うっかり破損・盗難”に備えて ―― Ⓒ 携行品補償の加入がおすすめ！

オプションの種類	加入オプション	掛金(月額)	合計掛金(月額)
ⓩ くらしの賠償責任共済	家族型補償	200円*6	390円
Ⓒ 携行品補償	家族型補償	190円	

海外旅行中の破損・盗難にも 30万円 限度で補償！



精神的苦痛・被害事故などの法律相談に備えて ― Ⓓ 弁護士費用等補償の加入がおすすめ！

オプションの種類	加入オプション	掛金(月額)	合計掛金(月額)
ⓩ くらしの賠償責任共済	家族型補償	200円*6	370円
Ⓓ 弁護士費用等補償	家族型補償	170円	

1事故 300万円 限度で 弁護士費用や法律相談費用を補償！



＊6. 掛金には、団体割引30%、損害率による割増率5%が適用され、全教共済の制度運営費10円が含まれています。

補償内容の詳細は**各オプションの説明**をご確認ください。

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

タイプ A **がん補償**　大切な家族も…がんに負けない備えを

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
100万円	がんと診断確定*1されたときに、入院の有無にかかわらず保険金（一時金）をお支払いします。 ＊1. がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

ご注意

※初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、加入者や補償の対象となる方、保険金受取人の認知（知っていたか否か）にかかわらず、加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります。）。

※新規ご加入時は健康状態告知が必要となり、項目に該当する方はご加入いただけません。詳しくは8ページの「健康状態告知書」をご確認ください。

オプション加入できる年齢と掛金

月額掛金【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	掛金	年齢	掛金
5～ 9歳	60円	50～54歳	1,490円
10～14歳	100円	55～59歳	1,990円
15～19歳	70円	60～64歳	3,090円
20～24歳	40円	65～69歳	4,140円
25～29歳	180円	70～74歳	6,010円
30～34歳	330円	75～79歳	6,770円
35～39歳	620円	80～84歳	8,240円
40～44歳	860円	85～89歳	9,420円
45～49歳	1,200円		

※加入口数は1口のみです。
※被保険者は満5歳以上、満89歳以下に限り、掛金は被保険者本人の年齢によって異なります。
◆年齢の基準日は2027年4月1日時点の満年齢です。

Q 初期のがんでも対象ですか？

A 「上皮内新生物」も補償対象になります。
また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。



Q 再発・転移しても対象ですか？

A 再発・転移の場合も対象になります。
以前にがんと診断されたことがある方でも、一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんと診断確定された場合は、それまでのお支払い回数にかかわらず「がん診断保険金」をお支払いします。
※ただし、直前に「がん診断保険金」の支払事由に該当した診断確定日から1 年以内の再発・転移等については対象外となりますのでご注意ください。



※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

Ⓐがん補償基本特約　補償の概要等　保険期間：1 年

被保険者が、がんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

補償対象となる「がん」とは

本補償における「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物を指します。
（※子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等の良性腫瘍は対象外です。）

診断確定について

がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

対象となる疾病の範囲（基準）

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」
および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類. 腫瘍学（NCC 監修）第3.1 版」に定められた内容によるものとします。
なお、上記分類において新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病も補償対象に含みます。
※国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2 版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

ご注意
・この補償については、死亡に対する補償はありません。
・がんと診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問合せ先》までご連絡ください。

○ 保険金をお支払いする主な場合

がん診断保険金

保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合
- 初めてがんと診断確定された場合
- この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）が治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めて、そのがんが再発または転移したと診断確定されたとき
- 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合

▶ がん診断保険金額をお支払いします。
ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて１回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

タイプ B　団体長期障害所得補償(GLTD*1)　働けなくなった時の生活を守る

補償額(支払基礎所得額)と補償内容

保険金額(一口あたり)	てん補期間	補償内容
5万円 (最大4口20万円まで)	**満65歳の誕生日まで**	病気やケガで働くことができない状態となり、その期間が免責期間*4(期間820日)を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで保険金をお支払いします。 「働くことができない状態」とは・・・ 「就業障害」の定義に該当することをいい、実際の就業状況のみで判断するものではありません。また、「就業障害」の定義は、免責期間(保険金をお支払いしない期間)等の期間や特約によって異なります。詳細は、8ページをご確認ください。 Ⓑ団体長期障害所得補償(GLTD)には以下の特約がセットされています。 ●認知症・メンタル疾患補償特約 精神障害による就業障害について保険金をお支払いします(最長2年間)。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。 ●天災危険補償特約 地震もしくは噴火またはこれらによる津波のいずれかによって被った身体障害による就業障害について、保険金をお支払いします。 ●妊娠に伴う身体障害補償特約 女性に付帯されている特約で、妊娠、出産、早産、または流産によって生じた身体障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし、通常の出産等は該当しません。

【支払基礎所得額・加入口数に関するご注意】
支払基礎所得額・加入口数は、現在の平均月間所得額*2以下(85%以下を目安)で設定してください。就業障害となった時の平均月間所得額*2を上回る場合、その上回った部分は保険金をお支払いできません。
※転職・退職等により、保険期間の中途で平均月間所得額*2が加入時の額より減少した場合には、支払基礎所得額等の見直しを行ってください。

※ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、3年間または、65歳までのいずれか長い方です。

てん補期間とは、保険料を支払う1事故あたりの限度期間をいいます。

ご注意

※退職した場合は、本オプション(GLTD)は解約手続きとなります。
※退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払い条件を満たす限り、保険金をお受取いただけます。
※新規加入時は健康状態告知が必要となり、項目に該当する方はご加入いただけません。詳しくは8ページの「健康状態告知書」をご確認ください。

＊1.GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。
＊2. 直前12か月における被保険者本人の所得*3の平均月額をいいます。
＊3. 業務に従事することによって得られる所得(給与所得、事業所得、雑所得の総収入金額)から、就業障害の発生にかかわらず得られる収入(不動産収入など)と、就業障害により支出を免れる金額(通勤費など)を差し引いた金額をいいます。
＊4. 保険金をお支払いしない期間をいいます。

オプション加入できる年齢と掛金

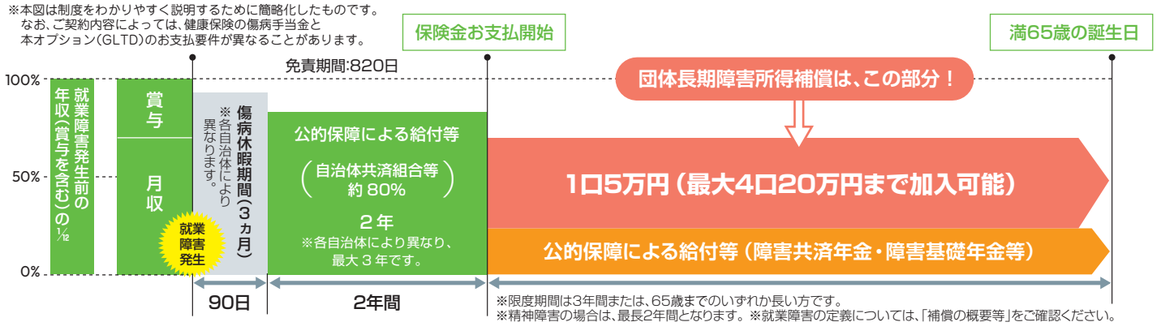
月額掛金(1口あたり)【保険期間:1年間、団体割引30%】

年齢	掛金 男性	掛金 女性
15～24歳	240円	170円
25～29歳	260円	230円
30～34歳	280円	310円
35～39歳	350円	450円
40～44歳	530円	720円
45～49歳	770円	1,040円
50～54歳	1,080円	1,350円
55～59歳	1,120円	1,210円
60～64歳	1,350円	1,270円

※加入口数は1口から4口までです。
※加入は4/1時点で満64歳以下の教職員に限り、被保険者本人の年齢や性別によって異なります。
◆年齢の基準日は2027年4月1日時点の満年齢です。

補償のイメージ

※本図は制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。
なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と本オプション(GLTD)のお支払要件が異なることがあります。



※限度期間は3年間または、65歳までのいずれか長い方です。
※精神障害の場合は、最長2年間となります。※就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

例えばこんなとき…



※生命共済や医療共済、傷害共済などでは、万一の死亡・入院・通院などは補償されますが、働けない期間のくらすためのお金は補償されません。

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

Ⓑ団体長期障害所得補償基本特約　補償の概要等　保険期間：1年

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に、被保険者が被る損失に対して、長期間にわたり保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

ご注意
・この補償については、死亡に対する補償はありません。
・保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問合せ先》までご連絡ください。

○ 保険金をお支払いする主な場合



病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合
就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金=支払基礎所得額*3× 所得喪失率*4× 約定給付率(100%)

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

＊1. 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。
＊2.「てん補期間＊6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を 30 日として日割りで計算します。)。
＊3. 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。
＊4. 病気やケガにより全く就業できない場合は 100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$所得喪失率=1-\frac{免責期間*1\ が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}{免責期間*1\ が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8\ の額}$$

ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。
＊5. 就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。
＊6. 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。
＊7. 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。
＊8.「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
＊9. 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

✕ 保険金をお支払いしない主な場合



・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。)
・妊娠または出産による就業障害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*10を限度にお支払いの対象になります。)
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*11　等

＊10.「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。
＊11. 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

就業障害について

病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、職種を問わず、被保険者の経験、能力に応じたすべての業務に終日従事できない状態をいいます（例：教職員の場合、終日出社できず他の軽作業や事務作業、テレワーク等も全くできない状態）。被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

①その病気やケガのために、入院していること
②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること
③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

健康状態告知書の見本

Ⓐがん補償、Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD）に新たに加入される場合、または更新にあたり補償内容を追加される場合には、健康状態の告知が必要です。質問内容をご確認のうえ、「加入依頼書」の告知回答欄に必ずご記入ください。

健康状態告知書

団体長期障害所得補償に加入ご希望の方

質問 1 ●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。
- なし → **質問 2**
- あり → お引受けできません。

質問 2 ●告知日（ご記入日）より過去１年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。
- なし → **質問 3**
- あり → お引受けできません。

質問 3 告知日（ご記入日）より過去２年以内に
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。

（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、ＣＩＳ、ＣＩＮ３、子宮頚部の高度異形成

- 全てなし → お引受けできます。次頁の加入依頼書の「告知回答欄」にご署名ください。
- １つ以上あり → お引受けできません。

がん補償に加入ご希望の方

質問 1 **今まで**に「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、ＣＩＳ、ＣＩＮ３、子宮頚部の高度異形成

- なし → **質問 2**
- あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

質問 2 ●**告知日（ご記入日）より過去２年以内**に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・１年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと
・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）　・胸部エックス線検査
・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査　・乳房超音波検査　・子宮頚部の細胞診
・便潜血検査　・しゅようマーカー（ＣＥＡ・ＡＦＰ・CA19-9・PSA等）　・ＣＴ検査
・ＭＲＩ検査　・ＰＥＴ検査　・肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）
・腹部超音波検査　・その他のがん検診
②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと
- なし → お引受けできます。次頁の加入依頼書の「告知回答欄」にご署名ください。
- あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

別表	（がん補償）お引受けできない病気や所見・症状	
病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう※1、結節※1、腫瘤※1（しゅりゅう）、ＧＩＳＴ（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリポーシス）※2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、ＮＡＳＨ（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	Ｂ型肝炎ウイルスキャリア、Ｃ型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状※3		しこり、出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

※1「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
※2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
※3「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

告知の大切さに関するご案内

Ⓐがん補償、Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD）に新たに加入される場合、または更新にあたり補償内容を追加される場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

ご注意

・告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身*2が**ありのままにご記入**ください。
・**告知の内容が正しくない場合**には、ご加入が解除され、保険金を**お受け取りいただけない**こと*3があります。
・**過去に病気やケガをされたことがある場合**、お引受けできない場合があります。
・保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

告知いただく内容例

① 入院または手術の有無（予定を含む）
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含む）の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要です

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

告知書の質問をよく確認いただき、記入してください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問合せ先》までご連絡ください。



Ⓑ団体長期障害所得補償（GLTD）については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から１年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

*1.更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時点で、告知書に記載の質問すべての回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。
*2.家族を保険の対象とする場合は、保険の対象となる方ご自身が記入してください。
*3.更新時に補償内容を追加された場合、補償内容を追加された部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問合せは、表紙の≪お問合せ先≫までご連絡ください。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

タイプ C　携行品補償　外出先での“うっかり破損”や“盗難”も安心！

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
30万円限度 （免責金額 5,000円）	国内外において、加入者本人またはその家族が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

ご注意

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含まない）、商品・製品や、設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

オプション加入できる年齢と掛金

月額掛金【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	掛金
一律	190円

※加入口数は1口のみです。

保険金をお支払いする主な場合（一例）



旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。



外出中にハンドバックをひったくられた。

Ⓒ携行品特約　補償の概要等

○ 保険金をお支払いする主な場合

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合



▶ 損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額：1事故について 5,000 円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- **以下のものは補償の対象となりません。**
  自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物　等

× 保険金をお支払いしない主な場合



・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の 剥がれ 落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1 に起因する損害
・詐欺または横領に起因する損害
・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含まない）で生じた事故による損害　等

＊1．置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

タイプ D　弁護士費用等補償（人格権侵害等）　思いがけない法律トラブルや、被害事故の相談も安心！

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
1事故につき 最高300万円 限度	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。 ＊1.痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 ＊2.職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 ＊3.警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

ご注意

※自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因して発生した身体の障害・財物の損壊等については、乗車の有無に関わらず、保険金をお支払いしません。

オプション加入できる年齢と掛金

月額掛金【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	掛金
一律	170円

※加入口数は1口のみです。

保険金をお支払いする主な場合（一例）



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。



電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなったため、相手に損害賠償請求したい。



子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

Ⓓ弁護士費用等補償特約　補償の概要等

○ 保険金をお支払いする主な場合



国内において以下のような事由により、**保険金の受取人*1 が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合**

- 急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除く）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合
- 不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合

▶ 1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。

※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
＊1．保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
＊2．病気またはケガをいいます。
＊3．損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
＊4．警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
＊5．法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
＊6．弁護士等*7 への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
＊7．弁護士または司法書士をいいます。
＊8．弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
＊9．婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
　①婚姻意思*10 を有すること
　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊10．戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

× 保険金をお支払いしない主な場合



・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象となる方の自殺行為*11、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3 または精神的苦痛・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3 または精神的苦痛
・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3
・労働災害により生じた身体の障害*2 または精神的苦痛
・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2
・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3 または精神的苦痛
・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3 または精神的苦痛
・電磁波障害に起因する身体の障害*2 または精神的苦痛
・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3 または精神的苦痛
・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
・保険の対象となる方または賠償義務者*12 の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2 または財物の損壊等*3
・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*9、父母もしくはお子様が賠償義務者*12 である場合
・保険契約または共済契約に関する原因事故*5　等
＊11．保険金のお支払対象となる原因事故*5 による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
＊12．法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

タイプ Y 交通傷害プラン　交通事故によるケガだけではなく熱中症による死亡や後遺障害にも備えられる!

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
死亡 50万円	国内外の交通事故等によるケガまたは熱中症による死亡・後遺障害の補償。事故の日よりその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡保険金が支払われます。 また、事故の日よりその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて保険金が支払われます。 ※後遺障害保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
後遺障害 最高50万円	

タイプ YA 住宅内生活用動産補償　所有物の住宅内での破損に

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
100万円限度 （免責金額 5,000円）	日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

タイプ YC 借家人賠償責任補償　賃貸住宅の方に!

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
1,000万円限度	日本国内で、借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。

保険金をお支払いする主な場合(一例)

・失火により借家を焼失させてしまった
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた



タイプ YD 救援者費用等補償　レジャー中の事故に備えて

補償額と補償内容

保険金額	補償内容
500万円限度	日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。 ※交通費・宿泊料は2名分が限度です。

保険金をお支払いする主な場合(一例)

・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。
・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



ご注意

※「Ⓨⓐ住宅内生活用動産補償」、「Ⓨⓒ借家人賠償責任補償」、「Ⓨⓓ救援者費用等補償」の加入には「Ⓨ交通傷害プラン」の加入が必要になります。
※Ⓨⓐ:自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含まない)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。
※Ⓨⓐ:子どもの就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象になります。

オプション加入できる年齢と掛金

月額掛金　【保険期間:1年間、団体割引:30%、過去の損害率による割増率:5%】

年齢	タイプ	掛金
一律	※Ⓨ交通傷害プラン	30円
	Ⓨⓐ住宅内生活用動産補償	660円

年齢	タイプ	掛金
一律	Ⓨⓒ借家人賠償責任補償	210円
	Ⓨⓓ救援者費用等補償	80円

※加入口数は1口のみです。

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

Ⓨ交通傷害プラン　補償の概要等　保険期間:1年

国内外での「交通事故等*1」により、被保険者がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1. 交通事故等とは以下のものをいいます。
- 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具*3の火災による事故　等

*2. ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く職業病、テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。これにかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3. 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。

ご注意　・保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問合せ先》までご連絡ください。

Ⓨ傷害補償基本特約＋交通事故傷害危険のみ補償特約

○ 保険金をお支払いする主な場合

死亡保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に**死亡された場合**
▶ **死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。**
※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**
▶ **後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。**
※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。



× 保険金をお支払いしない主な場合

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ　等



Ⓨⓐ住宅内生活用動産特約

○ 保険金をお支払いする主な場合

国内での保険の対象となる方が**居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合**

▶ 損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額:1事故について 5,000 円)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。
また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入に あたっては補償内容を十分ご確認ください。



*1. 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
・保険の対象となる方の単身赴任先
・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
◎以下のものは補償の対象となりません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物　等

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する
(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する
(資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。)

✕ 保険金をお支払いしない主な場合



・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ 落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
・詐欺または横領に起因する損害
・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害　等

＊1. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

㋕借家人賠償責任補償特約

○ 保険金をお支払いする主な場合



国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**
▶ **1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。**
また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。
※示談交渉は東京海上日動では行いません。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

✕ 保険金をお支払いしない主な場合



・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・心神喪失によって生じた損害*1
・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1
・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1
・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1　等

＊1. 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

㋖救援者費用等補償特約

○ 保険金をお支払いする主な場合



国内外において以下のような事由により、**保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合**
● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは遭難した場合
● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
● 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合　等
▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

✕ 保険金をお支払いしない主な場合



・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた事故によって生じた損害
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害　等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載の《お問合せ先》までご連絡ください。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）

団体総合生活保険　商品改定のご案内

改定項目	概　　要
行政書士法改正に伴う改定	行政書士法の改正に伴い、「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」の当該法令参照部分につき条番号の繰り下げ対応を行います（補償内容に変更はありません）。

このご案内は、2026 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。
ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

東京海上日動のサービス

携帯電話・IP 電話からもご利用いただけます

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト　0120-708-110

お電話にて各種医療に関する以下の相談に応じます。　24時間365日受付
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

○ 緊急医療相談　○医療機関案内　○予約制専門医相談
○ がん専用相談窓口　○転院・患者移送手配

・実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
・予約制専門医相談は事前予約が必要です。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート　0120-285-110

いずれも土日、祝日、年末年始を除く

・法律相談……10:00 ～ 18:00
・税務相談……14:00 ～ 16:00
・社会保険に関する相談……10:00 ～ 18:00
・暮らしの情報提供……10:00 ～ 16:00

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

介護アシスト　0120-428-834

受付時間9:00～17:00
土日、祝日、年末年始を除く

お話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

○電話介護相談
○インターネット介護情報サービス　www.kaigonw.ne.jp
○家事代行・食事宅配等各種サービス優待紹介 *1 *2 *3

*1 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストおよびメンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2　6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます

Ⓑ 団体長期障害所得補償（GLTD）加入者に自動付帯！

メンタルヘルスサポート　0120-783-503　受付時間9:00～21:00（日祝日を除く）

≪メンタルヘルス電話相談≫職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

Ⓓ 弁護士費用等補償（人格権侵害等）加入者に自動付帯!

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル　※いずれも土日、祝日、年末年始を除く

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス　0120-300-575　受付時間10:00～18:00

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス　0120-106-670　受付時間7:30～9:30／17:00～22:00

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証したり、具体的な紛争解決や事故処理を行ったりするものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士が一般的なアドバイスを実施します。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

対象となる相談内容　以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ　・嫌がらせ　・痴漢　・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について弁護士が一般的なアドバイスを実施します。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめいたします。

※重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下a.b.いずれかの方法によりご確認ください。

a. ▶ 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書を確認する（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
b. ▶ 重要事項説明書のパンフレットで確認する（資料請求をご希望の場合は共済会までご連絡ください。）